

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 自由民主党全国保育関係議員連盟総会に森田副会長が出席
（保育三団体協議会）……………1
- ◆ 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定
（「こども誰でも通園制度」の施行的事業の前倒し実施が記載される）……………2
- ◆ 子ども・子育て支援等に関する企画委員会が開催される（こども家庭庁）……………3

◆ 自由民主党全国保育関係議員連盟総会に森田副会長が出席（保育三団体協議会）

令和5年10月27日、本会森田信司副会長は、保育三団体協議会として自由民主党全国保育関係議員連盟総会に出席しました。

冒頭、田村憲久保育議連会長から、「待機児童がいない自治体もあれば、待機児童が多い自治体もある。さまざまな課題があるなかで子どもたちをしっかりと守っていかなければならない。現場の方がたとともに考えながら、一つひとつを政策に落とし込んでいく」とあいさつがありました。

保育三団体協議会では、本会森田信司副会長に加え、日本保育協会吉田学理事長、全国私立保育連盟川下勝利会長が出席し、下記の内容を要望して、出席議員との意見交換を行いました。

【主な要望内容】

- 提出予定法案等の保育制度に対する質問と要望
- こども誰でも通園制度の本格実施に向けた要望
- 令和6年度保育予算要望

意見交換では、出席者から配置基準の改善や人材確保、人口減少地域の保育所等への対応、物価高騰への対応、現場との協議の場の必要性などについての意見が出されました。

最後に、田村憲久会長からは、「配置基準の見直しは、令和6年度から加算ではあるが実施すると聞いている。人材確保が難しい状況も踏まえての加算対応であるが、どうすれば必要な人材を確保できるのか、効果のある具体的な施策を考えていただきたい」との発言がありました。

要望内容の詳細については、別添資料をご参照ください。



【保育議連に出席する森田副会長】



【あいさつをする田村保育議連会長】

◆「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定（「こども誰でも通園制度」の施行的事業の前倒し実施）

令和5年11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」が閣議決定されました。

これは、30年ぶりの高水準となる3.58%の賃上げ等、「持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済」への変革のチャンスを迎えているとの現状認識のもと、そのスタートダッシュを図るものとして、「賃金上昇が物価高騰に追いついていない状況を踏まえ、不安定な足元を固めて物価高を乗り越えるための『国民への還元』」、「賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化し、賃金の向上とそれに伴う需要の増加による経済の好循環の実現につなげる『供給力の強化』」を実行するとしたものです。

経済対策の5本の柱の1つである「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」では、「こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進」として、「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行す

るとされています。

そのなかで、「**全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる『こども誰でも通園制度』(仮称)の本格実施を見据えた施行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う**」とされました。

「こども誰でも通園制度」(仮称)の試行的事業については、令和6年度の実施に向けて令和6年度予算概算要求で計上されていましたが、今後、令和5年度からの実施に向けた検討、対応が図られることが考えられます。

なお、「こども誰でも通園制度」(仮称)の試行的事業については、現在、こども家庭庁において、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた施行的事業実施の在り方に関する検討会」が開催されており、令和5年12月に中間方針の取りまとめを行うとしています(第3回検討会が11月8日に開催)。

詳細については、内閣府ホームページよりご確認ください。

■ ホーム > 内閣府の政策 > 経済財政政策 > 経済対策等

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

◆ 子ども・子育て支援等に関する企画委員会が開催される(こども家庭庁)

令和5年10月31日、「第1回子ども・子育て支援等に関する企画委員会」が開催されました。

これは、「こども未来戦略方針」における「加速化プラン」等に基づく制度改正事項のうち、「子ども・子育て支援等分科会」(これまでの「子ども・子育て会議」)での検討が必要なものについて、事前に検討すべき論点等を整理することを目的として、「子ども・子育て支援等分科会」のもとに設置されたものです。

構成員は、「子ども・子育て支援等分科会」の秋田喜代美委員(学習院大学教授)、倉石哲也委員(武庫川女子大学教授)、鈴木みゆき委員(國學院大学教授)、松田茂樹委員(中央大学教授)の4名となっています。

第1回では、「こども誰でも通園制度(仮称)の創設について」「保育所等における継続的な経営情報の見える化について」「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて」の3つが議題とされました。

それぞれの内容はこれまで「全保協ニュース」等でお伝えしているものですが、当日は、構成員の4名から、各議題に対して質問や意見が発言されたのち、事務局であるこども家庭庁から回答が行われるとともに、議論が行われています。

詳細は下記こども家庭庁のホームページをご確認ください（当日の議事録が掲載されています）。

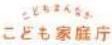
また、第2回は11月7日に開催され、「出産子育て応援交付金の制度化について」「保育士の復職支援について」「保育所等の職員による虐待等の制度的対応について」の3つが議題とされました（こども家庭庁のホームページには現時点で当日資料が掲載されています）。

なお、本企画委員会で審議された内容が、今後、「子ども・子育て支援等分科会」で諮られることとなります。

- ホーム > 会議等 > こども家庭審議会 > 子ども・子育て支援等分科会 > 子ども・子育て支援等に関する企画委員会

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kikaku/

【第1回資料から】



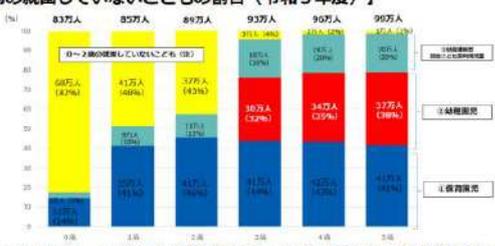
こども家庭庁

こども誰でも通園制度（仮称）の創設について

資料1

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。
【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】



年齢	0～1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
総数	83万人	85万人	89万人	93万人	96万人
就園していない割合	83%	78%	72%	65%	58%

- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくことなど、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。

<改正のイメージ（案）>

- 左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- **利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。**
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。
- **本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組みを設けることとする。**
 - ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者^と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

1

<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになってきているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめた。
- 医療・介護分野においては、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、第211回通常国会で改正法が成立。(医療分野：医療法、令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法、令和6年4月1日施行)

(参考) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第58条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業者の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

(以下、略)

<現行>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、特定教育・保育提供者は教育・保育情報(運営する法人に関する事項、施設等に関する事項、従業者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項、利用者等に関する事項など)を都道府県知事に報告しなければならない。
- 子ども・子育て支援法第58条第2項では、教育・保育に関する情報の公表について規定されており、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」の整備を通じて、利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築してきたところである。

<改正のイメージ(案)>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報**を都道府県知事に報告することを求める。

※ 子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象として、毎事業年度の経営情報(収益・費用、職員給与と状況等)について報告・届出を求める。
※ 人件費等費用の内訳や、職員配置の状況、職員給与の状況等の詳細を把握できる情報も含む。

- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。

※ 施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表する
※ 詳細な経営情報については、個別の施設・事業者単位での公表は行わない。
※ 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、施設・事業者の**人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすることを前提に、**個別の施設・事業者単位で公表する**。

<制度の現状、背景>

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3～5歳の受入れを可能としている。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

- 平成29年より、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域(成田市、堺市、西宮市)においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

- 国家戦略特区WGの議論を踏まえ、

- ・ 令和5年4月、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を发出。
- ・ 更に、規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)において、**3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討**することを示されている。

[第2回資料から]

<改正のイメージ(案)>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 集団生活を過ごすことが苦手なこどものニーズなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、**地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能**とすることとする。

(※) なお、3～5歳児のみを受け入れる特区活用施設において、支障は生じていないとの報告を受けている。

- 3～5歳児のみの小規模保育事業者について、
 - ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として**市町村が確認する仕組み**を設けることとする。
 - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、**連携施設の確保を求め**ることとする。

(※) 現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。

- ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
- ・ 3～5歳児のこどもを適切な環境で受け入れる観点から、**保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準**とし、配置基準は現行の小規模保育事業と同様とする。

<改正のイメージ(案)>

以下のような改正を行い、令和7年度からスタートすることとしてはどうか。

- 経済的支援は、**子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設**し、伴走型相談支援は、**児童福祉法の新たな相談支援事業を創設**することとする。その上で、**市町村は、新たな個人給付は、相談支援事業等の支援と組み合わせる**ことを規定する。

【子ども・子育て支援法の新たな個人給付】

- 子ども・子育て支援法上の新たな給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理の観点から、**妊婦に着目した給付として「妊婦のための支援給付（仮称）」を創設**する。
- 具体的な規定イメージと運用イメージは下記のとおり。
妊婦に着目した給付であることから規定は左側のとおりとなるが、**運用は現行と同様とすることを想定**。

○規定イメージ

<1回目の支給>

- ・ **妊婦**（※1）は妊婦のための支援給付申請を行う。
- ・ 市町村は申請に基づき給付認定を行い、認定直後に**5万円**を支給する（※2）。

（※1）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として規定。
（※2）現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給すると規定。

<2回目の支給>

- ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。
- ・ 市町村は届出後に残りの額として**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。

○運用イメージ

<1回目の支給>

- ・ **妊婦は、妊娠届出や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行う**ことを想定。
給付のために別途、来所等は不要。
- ・ **市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施**。

<2回目の支給>

- ・ 5万円の支給を受けた方は、**出生届時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠している子どもの人数等の届出を行う**ことを想定。

【児童福祉法の新たな相談支援事業】

- 伴走型相談支援については、**主に妊婦・その配偶者等**に対して（※）**面談等により情報提供や相談等を行う事業**として「**妊婦等包括相談支援事業（仮称）**」を創設し、児童福祉法の他の事業と同様に**市町村の実施の努力義務等を規定**する。合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能。
（※）その他内閣府令で対象者を定めることを想定。
- 事業の具体的な実施方法については、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる今年度の調査研究結果を踏まえて、来年度、相談支援のあり方についての検討を行う予定。

2

<制度の現状、背景>

- 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
- 保育人材確保については、
 - ・ 養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進
 - ・ 保育所等のICT化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
 - ・ 潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進に総合的に取り組んでいる。
- このうち、潜在保育士の再就職の促進について、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。

（参考）保育士・保育所支援センターの実施主体は都道府県、指定都市及び中核市としており、令和5年6月時点で46都道府県、72か所実施。

<改正のイメージ(案)>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- **保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づけるとともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について「保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県等に対する情報提供の求めを可能とする**。
- これにより、都道府県が持つ保育士登録情報を把握することで、潜在保育士の再就職を働きかける取組を強化。（参考）その他、マイナンバー等による住所情報の連携・更新ができるよう法令改正を行う。
- 具体的には、下記の事務を位置づけることとする。
 - ・ 保育所等における保育士の確保の動向、就業を希望する保育士の状況に関する調査
 - ・ 保育所等に対し、保育士の確保に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育の知識・技能に関し保育士に対する研修
 - ・ 保育士に対し、保育の知識・技能に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士に対し、就業促進に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士について無料の職業紹介事業
- また、保育士・保育所支援センターは、保育士の確保のための事務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、
 - ・ 保育士養成施設、公共職業安定所等との連携
 - ・ その一環として、都道府県等の官公署に対し、情報の提供を求めることができることとする。

1

<制度の現状、背景>

- 昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査（※）した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。
- （※）調査対象期間：令和4年4月～12月
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日）を取りまとめ、
 - ・ こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ・ 保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくことを基本的な考えとして進めていくこととした。
- 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
 - ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定
 - ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
 - ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- このうち②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。
- また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）においても、児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。

<改正のイメージ（案）>

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
 - ・ 都道府県等（※）による立入検査や業務改善命令等
 - ・ 都道府県による虐待事案等の公表
 - ・ 国による調査研究
- （※）保育所の場合、児童福祉法に基づき都道府県又は指定都市・中核市が立入検査や業務改善命令等を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が立入検査や勧告・命令等を行うこととしており、都道府県と市町村が連携して対応することも想定。
- 対象となる施設・事業は、保育所その他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。
- （※）対象施設・事業の考え方
もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とする。
- （※）保育所や幼保連携型認定こども園と同様、幼稚園及び特別支援学校幼稚園についても措置を講じる方向で文部科学省において検討中

提出予定法案等の保育制度に対する質問と要望書

令和5年9月6日

保育三団体

社会福祉法人 日本保育協会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

公益社団法人 全国私立保育連盟

提出予定法案の概要

1. 保育所における施設内虐待

昨年来の不適切保育の事例を踏まえ、児童福祉法を改正して他の児童福祉施設と同様に制度的に位置づけることを予定。

(他の児童福祉施設は、平成 20 年の児童福祉法改正により「被措置児童等虐待の防止」として措置済)

2. 日本版 DBS 法案

こどもと接する職場での就労希望者に関し、雇用者が性犯罪歴のないことの証明を求める仕組みの創設を予定。

英国の DBS (ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービスの略称) 制度を参考にして、教育や保育関係の雇用者が、全ての性犯罪者の性犯罪歴を登録したシステムから就労希望者について照会できる仕組みを想定。

なお、わいせつ行為を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化は令和 5 年 4 月から施行済。

3. こども誰でも通園制度(仮称)

「こども未来戦略方針」(令和 5 年 6 月 13 日閣議決定)に明記されており、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を予定。

(子ども・子育て支援法の改正か、新たな法案になるかは未定)

目 次

- I 適切な保育の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁
- II 配置基準の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 頁
- III 人口減少地域の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁
- IV 公定価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁
- V こども誰でも通園制度(仮称)の創設・・・・5 頁
- VI その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
「身近な相談機関」(かかりつけ相談機関)

I 適切な保育の強化

昨年来の保育所(認定こども園を含む。以下同じ)における不適切事案が二度と起きないように、保育現場においては安全管理の徹底、園児に対する日々の職員の態度や言葉かけなどの関わり方について、職員間の認識の共有と振り返りを怠りなく続けていきます。

(1) 人的環境

令和3年3月作成の「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」に、「不適切な保育が生じる背景の整理(保育士の認識及び職場環境)」の相関図があり、事案の発生には人的環境が最も大きく影響します。

そのため、次の視点から検討をお願いします。

- ① 現場の保育士(保育教諭を含む。以下同じ)は、個々の園児の保育について振り返りを行っていますが十分にはできていません。

職員全体で保育を見直し、お互いの姿勢を確認したくても、今の状況では困難です。また保育士は研修を受けたくても受けられず、ミーティングの時間も取りにくいという声も上がっています。

- ② 職員の能力・スキルは適切な人材配置によって生き、不適切保育の抑止につながるため、職員配置の在り方(役割や業務)の見直しが必要です。

〔例示〕 主任保育士の業務を「担当保育士に対するアドバイスの強化(スーパーバイズの役割)」に見直し、副主任保育士の役割や業務を明確に位置づけ、公定価格上の評価を行う等

- ③ 施設長の責任を果たすには、その位置づけを明確にした上で必要な研修の要件を定め、受講の義務化を検討すべきです。

しかし、施設長の処理する事務量増加により、保育実践に関与する時間が十分確保できないため、常勤事務職員の配置が必要です。

(2) 基本的事項

平成20年の児童福祉法改正により、保育所以外の児童福祉施設は「被措置児童等虐待の防止」として制度化され、実施主体の都道府県等が児童相談所と連携して対応可能ですが、保育の実施主体は市町村のため他の児童福祉施設とは異なることを念頭に、次の視点から検討をお願いします。

- ① 「不適切な保育」と「虐待」は何が違うのか地方自治体や現場の混乱を招いているので、用語の定義を整理して下さい。
- ② 通報先が市町村の場合、都道府県や児童相談所の関与はありますか。関与する場合、どのような内容になりますか。
- ③ 事案の発見・通報・通報後の対応について、②と保育所との関係において時系列で御教示下さい。
- ④ 事案の公表は、何処が何時のタイミングで行うのでしょうか。
- ⑤ 市町村要保護児童対策地域協議会の活用は考えられますか。
- ⑥ 令和4年度より、障害福祉サービス事業所では、虐待の未然防止を目的とした「虐待防止委員会の設置」が義務化されましたが、保育所においても同様でしょうか。
ノンコンタクトタイムにおいても保育士の認識の共有と職場環境の確認を位置付けるなど、十分な時間確保をお願いします。
- ⑦ 事案の収集と分析が必要と思料されますが、事案の検証は行いますか。
その際には、保育所以外の児童福祉施設、特に乳児院、児童養護施設や障害児施設の年少児に関して、今までの事案の蓄積を活用して下さい。
- ⑧ 児童虐待に関わる職員研修を行っている「子どもの虹情報研修センター」や「西日本こども研修センターあかし」において、保育所職員や市町村職員の研修は行いますか。
- ⑨ 性的事案については、当事者である職員に対して日本版 DBS 法案による労働制限が適用されると思料しますが、性的事案の判断は何処が、どのように行うのでしょうか。
未だに根強い男性保育士への偏見が増長されないような配慮が必要です。資格取り消し後、再復帰を望む場合に審議をする機関を設けるとなっていますが、その構成員は犯罪を防ぐ大きな責任がある一方、資格再取得を希望する人の人権を守るという大きな責任もあります。どのような機関や構成員が判断するのが適切か、地方自治体や現場の意見も十分考慮し一定のガイドラインを示して下さい。

Ⅱ 配置基準の改善

これまでも要望してきた「消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源」については早期にかつ恒久的に確保をお願いします。

- (1) 「こどもの育ち」を保障するために、配置基準の抜本的改善は「いつの時代においても揺らぐことの無い正義」です。
保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領のねらいを十分に達成するために、配置基準＝保育者の数については、何処の園のこどもに対しても等しくあるべきで、人手不足を理由にして良いことにはなりません。
- (2) 現在の3歳児加算も含め、1歳児、4、5歳児について、こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)に「職員配置基準の改善」と明記されており、あくまで「従うべき基準の改正」を行って下さい。
しかしながら、この課題は、社会保障と税の一体改革以降積み残されてから相当の期間が経過しており、予想以上の人手不足で保育現場では限界にきています。
そのため、「保育士確保が可能な保育所への上乗せ(加算)から始めて、基準改正につなげる」といった手順(プロセス)を踏むなどの柔軟な対応も必要になっています。併せて保育士養成の在り方も含めて検討をお願いします。
配置基準については、OECD諸国水準を目標に、継続的な検証評価と見直しが必要です。
- (3) また、採用者の入れ替わりが生じてしまう現状(採用までに空白期間の存在)から、(2)の上乗せ(加算)は「通年」又は「複数年」を通して適用してください。
併せて処遇改善加算について、加算Ⅰの基礎分(昇給原資)の経験年数上限の引き上げを含め、賃金の底上げとなる一本化を検討して下さい。
- (4) 園児の食事提供についても、アレルギー対応食や離乳食等「一人ひとりのこども」への配慮が増え、栄養管理に基づいた食事提供だけでは対応できないことや、新型コロナ禍の調理員罹患により食事提供に難渋した経験から、次の見直しを検討して下さい。
 - ① 栄養士
配置基準として明確化し、公定価格の基本分として位置付けること
 - ② 調理員
現行の公定価格における利用定員要件「40人以下は1人」では休めないことをはじめ、他の利用定員要件についても、調理員人数を引き上げること
- (5) 小学校との接続は、保育所との濃密な連携が行われることにより効果が引き出せるので、5歳児における小学校の接続を考慮した職種と配置について、検討をお願いします。

Ⅲ 人口減少地域の対応

新型コロナ禍による人口減少の加速化で、定員割れの保育所増加と保育士の人手不足に加え、就職先としての保育所離れも同時併行で起きています。

特に過疎地域においては、現行の最低定員 20 人を引き下げ児童福祉施設として存続できるよう社会福祉法上の特例措置とともに、公定価格における更に細分化した定員区分の設定若しくは園単位での特例承認をお願いします。

Ⅳ 公定価格

今回の制度化を機に、個別費目の積み上げ方式を堅持しつつ、公定価格が時代に相応しい価格設定となっているか、次の視点から検討をお願いします。

- (1) 個別費目単価(金額)は実勢価格となっているか
- (2) 新たに算入する費目
園児と保護者のニーズに対応できているか
[例示]おむつ処理費、こどもの発達に必要な検査料(眼科、耳鼻科等)
事業者負担を強いていないか
[例示]職業紹介手数料
- (3) 価格設定の基礎
現行の「各月初日の利用こども数」では、定員割れが増加している今の保育所では立ち行かないため、2021年12月の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」の4つの方向性に沿って、「こどもの数」だけでなく「支援内容を評価した」設定
- (4) 経費別の算定
(3)記載の保育所の現状からも、全ての経費を「こども一人当たり」に割り返すのではなく、経費の性格別に算定
[例示] a. 人数に関わらず算定する経費
(園児数や職員数に関係なく発生する施設維持管理費)
b. 人数で算定する経費
(園児数や職員数など対象となる数に比例する経費)
c. 職能的経費(保育士の職務の困難度、スキルを評価した経費)

V こども誰でも通園制度(仮称)の創設

こども未来戦略方針に明記された全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充「こども誰でも通園制度(仮称)の創設」については、利用者側である子育て家庭だけでなく、受け入れ側の保育現場で質の保障が担保できる体制を含めて専門性を発揮できる環境整備との両輪で検討をお願いします。

特に、2023年度・2024年度のモデル事業から制度本格実施に至るまでのスケジュールに沿って、事業者側として何時までに何を整える必要があるのか御教示ください。

また、制度利用のフローチャートを明示してください。

(1) 基本的事項

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に対応できる新たな通園給付を創設するとありますが、次の視点から検討をお願いします。

- ① 現行の認定区分は変更せず就労要件を問わないとすると、一つの制度体系の中で「保育の必要性の認定が必要な給付」と「保育の必要性の認定は不要な給付」の二つに分かれるのでしょうか。新たな制度体系として創設されるのでしょうか。
- ② 月一定時間までの利用可能枠とは、「園全体の定員内の枠」でしょうか。「空き定員の範囲内の枠」でしょうか。「定員外」での設定でしょうか。
- ③ 国民の期待を裏切らない制度とするために、保育人材不足の現状下において事業者側に求められる要件(施設整備と職員配置)を御教示ください。併せて、安定的な運営費の確保をお願いします。
- ④ 利用時間の上限・下限設定は定めるのでしょうか。
- ⑤ 給付認定が不要で時間単位で利用となると、在籍児童として取り扱わないという理解でしょうか。
この場合、同じ在籍児童扱いしていない「一時預かり」とは何が異なるのでしょうか。

⑥ 新たな通園給付に伴い、現行の給付認定(1号～3号)の変更はあるのでしょうか。

⑦ 今年度実施のモデル事業の評価や、保育現場の実態との検証を確実に行って頂き、十分な公定価格上の担保をお願いします。

また、配慮が必要なこどもの増加を踏まえると、時間単位の利用クーポン券発行による不定期な利用方法(バウチャー方式)は、他の園児に対する影響が懸念されるので慎重な検討が必要です。

⑧ 園児と保育士の信頼関係(アタッチメント)が土台にあることが、こども自身の成長と保育者とを繋ぐ鍵になるので、その前提となる関係づくりとして認可保育所への週1～2回の通園を手掛かりに家庭事情を踏まえた親子を孤独にしない仕組みとすることが重要です。

地域によって幾つかのパターンが考えられるので、是非、現場の意見を汲み取ってください。

(2) 多様な支援ニーズへの対応

こども未来戦略方針では、社会的養護・ヤングケアラー、障害児支援、医療的ケア児支援、ひとり親家庭の自立支援についても明記され、特に「障害児支援、医療的ケア児支援については、保育所等におけるインクルージョンを推進する」とされています。

① これは現行の認定区分で対応するのでしょうか。創設されるこども誰でも通園制度(仮称)の新たな通園給付での対応になるのでしょうか。双方で対応するのでしょうか。

② 利用に当たって優先度を考慮しなくて良いのでしょうか。

(3) 受け入れ体制

(2)に加えて、近年の被虐待児にみられる愛着障害や発達障害児の増加、アレルギー疾患児等配慮が必要なこどもの増加を踏まえると、こどもの状態像や家庭環境を良く見守る必要があり、全ての地域で利用するためには、これまで以上に市町村や療育機関との情報共有と事業者側の人材・設備両面での体制整備は必須になります。

また、多様なこども・子育て家庭に対応するためには、保育士だけでなく、看護師や臨床心理士等の職種や、療育相談機関との連携・協働体制の確保が欠かせません。

事業実施にあたっては、1園だけでの対応は困難である可能性もあり、複数の園が協働して受け入れ調整を行うなど、コーディネートを担当する職員の配置が欠かせません。

空き定員だけで対応するのは限界があるため、例えば、実施場所は子育て支援センター等とし、近隣の保育施設から保育士や必要な資材を集めるというような、派遣型にする方法も検討してみてください。

VI その他

「身近な相談機関」（かかりつけ相談機関）について

- (1) 令和6年度から施行される「身近な相談機関」について、求められる相談機関として更に充実させるためには、積極的に保健や教育、医療と連携が取れるような仕組みや、保育所版ネウボラや保育ソーシャルワークのための研修会を開催するなど土台作りが大切になります。
- (2) まずは、この相談機関を誰がどのように担っていくのか、既存の地域子育て支援拠点事業と何が違うのか、運営費はどのように担保されるのか（公定価格に組み込むのか、補助金なのか、出来高払いなのか）、導入予定となっている子ども家庭福祉ソーシャルワーカーや「こども誰でも通園 制度(仮称)」との関係などを含め、お示し下さい。
その上で、具体化に当たっては地域の実情を踏まえ、現場の意見を汲み取ってください。
- (3) 保育所併設の子育て支援拠点では、園内だけでは完結しない相談も多いのが現状であり、資格ないしは一定の研修を修了した者の対応が必要なため、制度的な位置付けと公費の支援をお願いします。
- (4) 相談機関の連携先であるこども家庭センターは、こども家庭庁の所管では支援局の虐待防止対策課と成育局の母子保健課に分かれます。地方自治体では既に一体的な運用を始めているところもあると承知しておりますので、国レベルで現場と乖離した運用が行われないようお願いいたします。

提出予定法案等の保育制度に対する
質問と要望書ダイジェスト版

令和5年9月6日

保育三団体

社会福祉法人 日本保育協会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

公益社団法人 全国私立保育連盟

[共通事項]

基本的な制度設計の検討段階で、御説明と意見交換。

[個別事項]

I 適切な保育の強化

- (1) 「不適切な保育」と「虐待」は何が違うか定義の整理。
- (2) 「不適切な保育」「虐待」抑止のためにも、職員配置の在り方(役割や業務)の見直し。
例示:主任保育士の業務を担当保育士に対するアドバイスの強化(スーパーバイズ的役割)に見直す等
- (3) 施設長の位置づけの明確化と研修受講の義務化。
- (4) 日本版 DBS 法案の性的事案の判断(何処が、どのように行うか)。
男性保育士への偏見が増長されない配慮。

II 配置基準の改善

配置基準＝保育者の数は、何処の園のこどもに対しても等しくあるべき。
こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)に「職員配置基準の改善と明記されているとおり、あくまで「従うべき基準の改正」。
一方、予想以上の人手不足のため「保育士確保が可能な保育所への上乗せ(加算)から始めて、基準改正につなげる」といった手順(プロセス)も必要。
配置基準については、OECD 諸国水準を目標に、継続的な検証評価と見直し。

III 人口減少地域の対応

過疎地域は、現行の最低定員 20 人を引き下げる社会福祉法上の特例措置。
公定価格は、更に細分化した定員区分の設定若しくは園単位での特例承認。

IV 公定価格

今回の制度化を機に、時代に相応しい価格設定となっているか、個別費目の積み上げ方式を堅持しつつ、次の視点から検討。

(1) 個別費目単価(金額)は、実勢価格となっているか。

(2) 新たに算入する費目はあるか。

例示:おむつ処理費、職業紹介手数料等

(3) 価格設定の基礎

定員割れが増加している現状から、「こどもの数」だけでなく、「支援内容を評価した」設定。

(4) 経費別の算定

全ての経費を「こども一人当たりに戻す」のではなく、経費の性格別に算定。

例示: a. 人数に関わらず算定する経費

(園児数や職員数に関係なく発生する施設維持管理費)

b. 人数で算定する経費

(園児数や職員数など対象となる数に比例する経費)

c. 職能的経費

(保育士の職務の困難度、スキルを評価した経費)

V こども誰でも通園制度(仮称)

モデル事業から制度本格実施に至るまでのスケジュールに沿い、事業者側として何時までに何を整える必要があるか。

制度利用のフローチャートの明示。

(1) 就労要件を問わずとは、保育認定が不要な給付か。

新たなたな制度体系として創設か。

(2) 一時預かりとは何が異なるのか。

- (3) 保育人材不足の現状下で、事業者側に求められる要件は何か(施設整備と職員配置)。安定的な運営費の確保。
- (4) 園児と保育士の信頼関係(アタッチメント)が土台にあることが、こどもの成長と保育者とを繋ぐ鍵。その関係づくりとして週 1~2 回の通園を手掛かりに、家庭事情を踏まえた親子を孤独にしない仕組みが重要。
- (5) 「障害児支援、医療的ケア児支援については、保育所等におけるインクルージョンを推進する」とされており、利用に当たって優先度の可否。

VI その他

身近な相談機関(かかりつけ相談機関)について、導入予定となっている子ども家庭ソーシャルワーカーや「こども誰でも通園制度(仮称)」との関係。

令和5年10月26日

自由民主党全国保育関係議員連盟国会議員 各位

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 吉田 学
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 奥村尚三
公益社団法人 全国私立保育連盟 会長 川下勝利

こども誰でも通園制度の本格実施に向けて

現在、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会が開催されており、保育三団体においても円滑な実施に向けて鋭意努力していく所存です。

令和5年度からモデル事業は空き定員を活用した事業ということもあり、現在検討されている制度について保育現場では「保育制度自体の改正を行うものなのか」、「一時預かり事業と何が違うのか」という混乱や誤解も生じています。

そのため、正しい理解で情報共有するために、来年度の試行的事業実施にあたり、保育三団体と「こども家庭庁との情報共有と意見交換の場」を是非とも設けて頂くよう働きかけをお願いいたします。

なお、現時点において、保育現場の声として挙がっている主な事項は次のとおりです。

記

- ① 未就園の範囲の明示や定義付けが必要と考える。
- ② 令和6年度の試行的事業の補助基準上は「一人当たり月10時間を上限」とのことであるが、この時間数で「こどもの育ち」を十分支えられるかの検証・評価が必要であると考えます。
- ③ 通園している子どもたちへの保育の質が低下しないような制度、そして保育士が専門性を発揮できる環境整備を進めていただきたい。
- ④ 市町村の関与や連携の仕組みについて明確にしていきたい(特に配慮が必要な子や家庭への支援や認定(確認)と利用につなげる仕組みとの関係において)。
- ⑤ 円滑な利用のため、事前に園の見学や面談などのプロセスが必要であると考えます。
- ⑥ 公費(市町村が事業者へ補助をする給付)の流れや料金体系等について、情報提供と意見交換の場を設けていただきたい。
- ⑦ 安定的な制度運営と人材確保のための財源確保をお願いしたい。

令和5年10月26日

自由民主党全国保育関係議員連盟国会議員 各位

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 吉田 学
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 奥村 尚三
公益社団法人 全国私立保育連盟 会長 川下 勝利

令和 6 年度保育関係予算緊急要望

我が国の少子化と人口減少の状況は、想定を超えた厳しい局面にあり、「こども未来戦略方針」(案)の中で、少子化は「我が国が直面する最大の危機」として経済・社会システムを維持するため緊急かつ最重要課題と位置付けられました。

その中で、すべてのこども・子育て世帯について切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう現行制度全体を見直し、「総合的な制度体系」の構築と地域全体でこども・子育て世帯を支える取組の推進が検討されることとされています。

保育施設は、子どもひとりひとりの育ちと子育て家庭の就労と生活を支える子育て支援の重要な基盤であるとともに、地方創生に不可欠な社会資源です。

しかし、社会の変化や想定を超えた少子化の加速にともない、定員割れとなる保育施設の増加や保育者の人材不足等によって地域によっては運営が限界にきている保育施設があります。

政府の 2026 年までの「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～において、園児の権利と保護者の安心が保証されるとともに保育士等の処遇改善を始め保育の環境が整えられるよう、「次元の異なる少子化対策の実現」に向けた政策の中で、安定した財源の確保とともに実効性のある施策が求められます。

本年4月に施行された「こども基本法」のもとで、「こども家庭庁」の施策展開において、保育三団体は結束を強固にしてこれに協力するとともに、全ての子どもの権利擁護が図られ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長できる社会の実現のために、令和6年度保育関係予算について緊急要望を申し上げます。

1. 公定価格の充実に向けて

○ 「こども・子育て政策の強化について(試案)」では、1歳児および4・5歳児の職員配置基準の改善が明記されましたが、その内容は、子ども・子育て支援新制度制定時に確認された事項です。新制度制定時に確認された消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の必要な財源を早期にかつ恒久的に確保することとともに、当時とは子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変わっていることから、新制度制定時に確認された事項は運用も含めて、改善に向けた見直しを要望します。

これとは別に、「次元の異なる少子化対策」に向けて、安定的な財源の確保が望まれます。

○ これまでの処遇改善加算措置によって職員の給与は年々増加してはいますが、それでもなお保育士と全産業の労働者の平均賃金の間には依然約5万円の差があります。令和元年実施の経営実態調査においても明らかのように、職員の平均勤続年数が年々伸びている実態がある中で、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持するとともに、職員の勤続年数や保育現場の必要な費目が適正に評価されているかどうか、今一度精査していただき、新たな時代に相応しいものとなるよう要望します。現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、保育人材が確保され定着するために、公定価格の基本単価の引き上げも含め更なる処遇改善を要望します。

2. 安全・安心な保育の継続に向けて

○ 昨年来明らかになった虐待や不適切事案等については深く心を痛み憂慮を抱いています。二度とこのような事例が起きないように保育三団体ではそれぞれに現場での意識をあらためて高め、課題の共有等を図るため研修の開催、社会に向けたメッセージの発信等対応を行ってきたところです。現場においても、園児に対する日々の職員の態度や、言葉かけなどの関わり方について、職員の意識の共有と振り返りを今後とも怠りなく続けていく所存です。今後現場をはじめ総合的な防止対策を講じていくためにも、積み残された0.3兆円超の質の改善としての職員配置基準の改善(1歳児5:1、4・5歳児25:1)にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の職員配置基準を目指すことを望みます。

○ 安全・安心な保育のためのICT機器の整備ならびに機器活用のための環境の整備、システム更新に係る費用に向けた財政支援などの強化がなされることを要望します。また令和6年度概算要求において、「実費徴収や延長保育等を利用する際にかかる費用の徴収について、保育士の業務負担軽減の観点からキャッシュレス決済を導入する場合の費用について、新たに補助対象とする」とされています。この点を含め、保育現場のICT化の推進に係る財政支援の強化を要望します。

○ 甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生していることに鑑み、災害時の復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について災害状況等も勘案した適正な申請の期間による迅速な支給等を求めるとともに、外構等の対象拡大及び非常時における防災・衛生用品等の備蓄の推進がなされることを要望します。

3. 人口減少地域における保育施設への振興対策等の実施

- 人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要とされる社会資源として、また子どもの居場所が維持・確保できるよう、認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策が実現することを要望します。
- 人口減少地域では、保育人材の確保も含め、地域の保育ニーズに即した保育の提供が喫緊の課題です。各地域において、地方版「子ども・子育て会議」を活性化し機能を向上させ地域の保育のあるべき姿を明確にするよう働きかけて頂くことを要望します。
- 2021年12月の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」で示された利用定員区分の細分化や主任保育士専任加算等の要件緩和、保育士・保育教諭等の確保に向けた予算措置、自治体と施設の密接な連携など事業継続に向けた取り組みが直ちに実現されることを要望します。さらには人口減少地域において勤務することへの評価の在り方について、適切に反映できるものとなるよう必要な改善を要望します。
- 新型コロナウイルス感染拡大もあり人口減少が7年程度前倒しとなった今、公定価格算定において、子どもの数を基礎とするだけでなく、施設の維持管理費や支援内容を評価した経費の性格別に設定するなど公定価格設定についての検討を要望します。
- 子ども数が減少の一途を辿っている今、公定価格の臨時的、経過的な対応と、今なお続く地方のローカルルールによって必要な定員変更ができない現状を改善する仕組みの創設を要望します。

4. 急激な物価高騰等への対応

- 昨今の国際情勢などに起因する燃料価格や食材料費等の急激な高騰は、保育施設の運営に大きな影響を与えています。今後さらなる物価上昇も予想されるなか、子どもたちの健やかで安全な育ちを保障するためにも、さらなる対応措置を講じていただくよう要望します。
- 新子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き耐震・老朽化等施設改築を含む施設整備等を行う「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助単価についても、資材費や労務費等の急激な高騰を踏まえた改善をお図りいただくことを要望します。

5. 保育人材の確保・定着に向けて

- 令和6年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、人材確保難の現状に鑑み今後も堅持・継続して頂くことを要望します。
- 改正児童福祉法により令和6年4月から設置される「地域の子ども・子育て家庭にとって身近な相談機関(かかりつけ相談機関)」は保育所等にその役割が期待されています。保育所等が積極的に取り組んでいけるよう必要な予算の確保とともに、保育所等が相談を受けたあと、家庭の課題に応じて他機関等と円滑に連携できるような体制の検討を要望します。

6. 子育て家庭の負担軽減に向けて

- 令和元年10月から、3歳以上児の家庭及び3歳未満児の住民税非課税世帯の家庭が負担する保育料の無償化が実施されました。引き続き子育て家庭の負担等の一層の軽減と、さらなる地域子育て支援の充実を要望します。
- 満3歳児の支給認定の扱いについて、認定こども園の一号認定の無償化が満3歳となる誕生日の翌月からになり、保育所は満3歳となった翌年度からとなる違いが生じる制度運用上の整合性について、早期に対応してください。